

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第15報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和3年2月26日 厚生労働省告示第57号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和3年2月26日 保医発0226第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早320		上から18行目	<p><b>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</b></p> <p><b>I 診療報酬の算定方法別表第一 医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)</b>の第2章第2部「在宅医療」に規定する<b>特定保険医療材料及びその材料価格</b></p> <p>001～006 (略)</p> <p><b>007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 特殊型</b> <b>3,240円</b></p> <p>008～015 (略)</p>	<p><b>特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)</b></p> <p><b>I 診療報酬の算定方法別表第一 医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)</b>の第2章第2部「在宅医療」に規定する<b>特定保険医療材料及びその材料価格</b></p> <p>001～006 (略)</p> <p><b>007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>008～015 (略)</p>	字句挿入
早324		上から19行目	<p><b>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)</b>及びその<b>材料価格</b></p> <p>001～018 (略)</p> <p><b>019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 特殊型</b> <b>3,240円</b></p> <p><b>注 ア</b> PCA型は、注射又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に、PCA(Patient Controlled Analgesia)のために用いた場合に算定できる。</p> <p>なお、本材料を算定する場合には、第6部「注射」の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。</p> <p><b>イ</b> <u>特殊型については、PCAスイッチを組み合わせて使用した場合は、第6部「注射」の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。</u></p>	<p><b>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)</b>及びその<b>材料価格</b></p> <p>001～018 (略)</p> <p><b>019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>注</b> PCA型は、注射又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に、PCA(Patient Controlled Analgesia)のために用いた場合に算定できる。</p> <p>なお、本材料を算定する場合には、第6部「注射」の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>

早356	上から23行目	020～133 (略) <b>134 人工血管</b> (1)・(2) (略) <b>(3) 短期使用型 84,100円</b> <b>注</b> <u>短期使用型は、16歳未満の患者に対し、血行動態の一時的改善又は血中酸素濃度の是正のために使用した場合に算定できる。ただし、16歳以上の患者に対して使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的理由を記載する。</u>	020～133 (略) <b>134 人工血管</b> (1)・(2) (略) (新設)	字句挿入
早363	下から3行目	135～181 (略) <b>182 経カテーテル人工生体弁セット</b> (1)・(2) (略) <b>注</b> <u>経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。</u> <u>ア 自己大動脈弁尖の硬化変性に起因する症候性の重度大動脈弁狭窄又は外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</u> <u>イ 先天性心疾患手術において植え込まれた右室流出路心外導管又は肺動脈弁位に外科的に留置した生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)を有し、かつ外科的手術を施行することができず、本品による治療が最善であると判断された患者に使用する場合</u>	135～181 (略) <b>182 経カテーテル人工生体弁セット</b> (1)・(2) (略) <b>注</b> 自己大動脈弁尖の硬化変性に起因する症候性の重度大動脈弁狭窄又は外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合に <u>限り算定できる。</u>	字句挿入
早368	下から9行目	183～208 (略) <b>209 吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化症用) 91,600円</b> <b>注</b> <u>ア 回路は別に算定できない。</u> <u>イ 吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化症用)は、潰瘍を有する、血行再建術不適応又は不応答な閉塞性動脈硬化症に対して使用した場合に算定できる。</u> <u>ウ 吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化症用)を使用するに当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。</u>	183～208 (略) (新設)	字句挿入
500	右 下から1行目	<b>D217 骨塩定量検査</b> (1)～(4) (略) <b>(5) REMS法(Radiofrequency Echographic Multi-spectrometry)による腰椎の骨塩定量検査を実施した場合は、本区分の「2」MD法、SEXA法等を準用して算定する。また、同一日にREMS法により大腿骨の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算</b>	<b>D217 骨塩定量検査</b> (1)～(4) (略) (新設)	字句挿入

			として、区分「D216-2」残尿測定検査の「1」超音波検査によるものを準用し所定点数に加算する。		
787	右	下から1行目	<p><b>K000 創傷処理</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 次のいずれにも該当する閉塞性動脈硬化症の患者に対して、吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化症用)を使用して治療を行った場合には、本区分の「2」筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)の所定点数を準用して算定する。なお、当該療法の実施回数は、原則として一連につき3月間に限って24回を限度として算定する。</u></p> <p><u>ア フォンテイン分類Ⅳ度の症状を呈する者</u></p> <p><u>イ 膝下動脈以下の閉塞又は広範な閉塞部位を有する等外科的治療又は血管内治療が困難で、かつ従来の薬物療法では十分な効果を得られない者</u></p> <p><u>(8) 閉塞性動脈硬化症の患者に対して吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化症用)を使用して治療を行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該治療を行う医学的必要性を記載する。</u></p>	<p><b>K000 創傷処理</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
893	右	上から9行目	<p><b>K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術</b></p> <p><u>(1) 経カテーテル人工生体弁セットを用いて大動脈弁置換術を実施した場合に算定する。</u></p> <p><u>(2) 経カテーテル人工生体弁セットを用いて肺動脈弁置換術を実施した場合は、本区分の「2」経皮的動脈弁置換術の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>(3) 経カテーテル人工生体弁セットを用いて肺動脈弁置換術を実施する場合は、関連学会の定める適正使用基準に従って使用する場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>(4) 経カテーテル人工生体弁セットを用いて肺動脈弁置換術を実施する場合は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。</u></p> <p><u>(5) 経カテーテル人工生体弁セットを用いて肺動脈弁置換術を実施する場合は、本区分に係る施設基準の規定は適用しない。</u></p>	<p><b>K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術</b></p> <p>経カテーテル人工生体弁セットを用いて大動脈弁置換術を実施した場合に算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
990	右	上から7行目	<p><b>K938 体外衝撃波消耗性電極加算</b></p> <p><u>(1) 消耗性電極とは、1回又は2回以上の使用により消耗し、交換が必要となる電極をいう。なお、この加算は一連の手術について1回のみ算定する。</u></p>	<p><b>K938 体外衝撃波消耗性電極加算</b></p> <p>消耗性電極とは、1回又は2回以上の使用により消耗し、交換が必要となる電極をいう。なお、この加算は一連の手術について1回のみ算定する。</p>	字句挿入

		<p>(2) <u>滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料をCDC手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合層に対して使用した場合は、区分「K938」体外衝撃波消耗性電極加算及び区分「J003」局所陰圧閉鎖処置(入院)の「1」100平方センチメートル未満の「注1」初回加算並びに「注2」持続洗浄加算を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>ア 区分「A301」特定集中治療室管理料、区分「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。</u></p> <p><u>(イ) BMIが30以上の肥満症の患者</u></p> <p><u>(ロ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者</u></p> <p><u>(ハ) ステロイド療法を受けている患者</u></p> <p><u>(ニ) 慢性維持透析患者</u></p> <p><u>(ホ) 免疫不全状態にある患者</u></p> <p><u>(ヘ) 低栄養状態にある患者</u></p> <p><u>(ト) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患もしくは皮膚の血流障害を有する患者</u></p> <p><u>(チ) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者</u></p> <p><u>イ ア以外の患者に対して使用する場合には、手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的で使用する局所陰圧閉鎖処置に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。</u></p> <p><u>ウ 区分「K938」体外衝撃波消耗性電極加算の「注」に定める規定は適用しない。</u></p>	(新設)	
調71	上から4行目	<p><b>調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</b></p> <p><b>001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器</b></p> <p>(1) <b>標準型</b> <b>17円</b></p> <p>(2) <b>針刺し事故防止機構付加型</b> <b>17円</b></p> <p>002～007 (略)</p> <p><b>008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</b></p> <p><b>001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器</b> <b>17円</b></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>002～007 (略)</p> <p><b>008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	字句挿入
調71	下から6行目	<p>(4) <b>特殊型</b> <b>3,240円</b></p> <p>009～015 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>009～015 (略)</p>	字句挿入